

○ レコードの内容及び留意事項【別表八(二) 外国子会社から受ける配当等の益金不算入等に関する明細書】(令和3年4月1日以後終了事業年度又は連結事業年度分)

項番	項目名	入力文字基準		留意事項	
1	フォーマット区分	半角	4文字	「0802」を記録してください。	
2	名称	全角	30文字以内		
3	国名又は地域名	全角	40文字以内		
4	所在地	全角	100文字以内		
5	主たる事業	全角	40文字以内		
6	発行済株式等の保有割合	半角	整数は4文字以内・小数は4文字以内	割合の表示に当たっては、百分率(%)により記録してください。 (例) 50.1%(0.501) → 50.1	
7	発行済株式等の連結保有割合	半角	整数は4文字以内・小数は4文字以内	割合の表示に当たっては、百分率(%)により記録してください。 (例) 50.1%(0.501) → 50.1	
8	支払義務確定日	元号	半角	1文字	○ 支払義務が確定した年月日を記録してください。 ○ 元号には平成「4」又は令和「5」を記録し、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2文字以内で記録してください。 (例) 「令和2年4月1日 → 5,02,04,01又は5,2,4,1」
9		年	半角	2文字以内	
10		月	半角	2文字以内	
11		日	半角	2文字以内	
12	支払義務確定日までの保有期間	全角	8文字以内		
13	剰余金の配当等の額( )書き_金額	半角	整数は16文字以内・小数は3文字以内		
14	剰余金の配当等の額( )書き_通貨単位	全角	20文字以内	項番13の通貨単位を記録してください。	
15	剰余金の配当等の額_金額	半角	16文字以内		
16	(9)の剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額( )書き_金額	半角	整数は16文字以内・小数は3文字以内	項番13に係る外国源泉税等の額を記録してください。	
17	(9)の剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額( )書き_通貨単位	全角	20文字以内	項番16の通貨単位を記録してください。	
18	(9)の剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額_金額	半角	16文字以内	項番13に係る外国源泉税等の額の円換算額を記録してください。	
19	法第23条の2第2項第1号に掲げる剰余金の配当等の額の該当の有無	半角	1文字	法人税法第23条の2第2項第1号に掲げる剰余金の配当等の額の該当の有無について、「有」の場合には「1」、「無」の場合には「2」を記録してください。	
20	法第23条の2第3項又は第4項の適用の有無	半角	1文字	法人税法第23条の2第3項又は第4項の適用の有無について、「有」の場合には「1」、「無」の場合には「2」を記録してください。	
21	(9)の元本である株式又は出資の総数又は総額につき外国子会社により支払われた剰余金の配当等の額( )書き_金額	半角	整数は16文字以内・小数は3文字以内	項番13の元本である株式又は出資の総数又は総額につき外国子会社により支払われた剰余金の配当等の額を記録してください。	

項番	項目名	入力文字基準		留意事項
22	(9)の元本である株式又は出資の総数又は総額につき外国子会社により支払われた剰余金の配当等の額( )書き_通貨単位	全角	20文字以内	項番21の通貨単位を記録してください。
23	(9)の元本である株式又は出資の総数又は総額につき外国子会社により支払われた剰余金の配当等の額_金額	半角	16文字以内	項番13の元本である株式又は出資の総数又は総額につき外国子会社により支払われた剰余金の配当等の額の円換算額を記録してください。
24	(13)のうち外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額( )書き_金額	半角	整数は16文字以内・小数は3文字以内	項番21のうち外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入された額を記録してください。
25	(13)のうち外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額( )書き_通貨単位	全角	20文字以内	項番24の通貨単位を記録してください。
26	(13)のうち外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額_金額	半角	16文字以内	項番21のうち外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入された額の円換算額を記録してください。
27	損金算入対応受取配当等の額( )書き_金額	半角	整数は16文字以内・小数は3文字以内	項番13×項番24／項番21の額を記録してください。
28	損金算入対応受取配当等の額( )書き_通貨単位	全角	20文字以内	項番27の通貨単位を記録してください。
29	損金算入対応受取配当等の額_金額	半角	16文字以内	項番13×項番24／項番21の円換算額を記録してください。
30	益金不算入の対象とならない損金算入配当等の額( )書き_金額	半角	整数は16文字以内・小数は3文字以内	項番13又は項番27の額を記録してください。
31	益金不算入の対象とならない損金算入配当等の額( )書き_通貨単位	全角	20文字以内	項番30の通貨単位を記録してください。
32	益金不算入の対象とならない損金算入配当等の額_金額	半角	16文字以内	項番13又は項番27の額の円換算額を記録してください。
33	(16)に対応する外国源泉税等の額( )書き_金額	半角	整数は16文字以内・小数は3文字以内	項番16又は項番16×項番24／項番21の額を記録してください。
34	(16)に対応する外国源泉税等の額( )書き_通貨単位	全角	20文字以内	項番33に対応する外国源泉税等の額の通貨単位を記録してください。
35	(16)に対応する外国源泉税等の額_金額	半角	16文字以内	項番16又は項番16×項番24／項番21の額の円換算額を記録してください。
36	剰余金の配当等の額に係る費用相当額	半角	16文字以内	(項番15－項番32)×5%の額を記録してください。
37	法第23条の2の規定により益金不算入とされる剰余金の配当等の額	半角	16文字以内	項番15から項番32及び項番36を差し引いた額を記録してください。

項番	項目名	入力文字基準		留意事項
38	措置法第66条の8第2項若しくは第9項又は第68条の92第2項若しくは第9項の規定により益金不算入とされる剰余金の配当等の額	半角	16文字以内	租税特別措置法第66条の8第2項前段若しくは第9項前段又は第68条の92第2項前段若しくは第9項前段の規定により益金不算入とされる剰余金の配当等の額を記録してください。
39	(16)のうち措置法第66条の8第3項若しくは第10項又は第68条の92第3項若しくは第10項の規定により益金不算入とされる損金算入配当等の額	半角	16文字以内	項番32のうち租税特別措置法第66条の8第3項若しくは第10項又は第68条の92第3項若しくは第10項の規定により益金不算入とされる損金算入配当等の額を記録してください。
40	(9)のうち益金不算入とされる剰余金の配当等の額	半角	16文字以内	項番37、項番38及び項番39の合計額を記録してください。
41	法第39条の2の規定により損金不算入とされる外国源泉税等の額	半角	16文字以内	項番18から項番35を差し引いた額を記録してください。
42	(23)のうち措置法第66条の8第16項又は第68条の92第16項の規定により損金不算入の対象外とされる外国源泉税等の額	半角	16文字以内	項番41のうち租税特別措置法第66条の8第2項後段若しくは第9項後段又は第68条の92第2項後段若しくは第9項後段の規定により損金不算入の対象外とされる外国源泉税等の額を記録してください。
43	(10)のうち損金不算入とされる外国源泉税等の額	半角	16文字以内	○ 項番41から項番42を差し引いた額を記録してください。 ○ マイナスの場合には「0」を記録してください。